

一般財団法人いであ環境・文化財団

令和2年度 奨学生募集要項

一般財団法人いであ環境・文化財団では、環境分野又は芸術分野を専攻する学生に対して奨学金の支給事業を行い、次世代の人材の育成と教育の発展に貢献することを目的とし、日本国内の大学において環境分野又は芸術分野を専攻する学生で、将来環境分野又は芸術分野で活躍することを志すものに対して奨学金を支給します。

1. 給付額及び給付人数

- (1) 給付額 1人につき、年額20万円を一括支給
(返還の義務なし。他奨学金との併給も可とし、卒業後の進路拘束等はありません。)
- (2) 募集人数 30名程度
- (3) 給付時期 令和2年度は令和2年12月ごろを予定
- (4) 給付方法 奨学生本人の口座に振込み

2. 応募資格

【環境分野】

以下の項目を全て満たしていること。

- (1) 令和2年4月1日現在、本奨学金の対象大学の（注1）のうち学部2年生以上の者で、大学の正規課程において、環境分野を専攻していること（なお、環境分野におけるシンポジウム等での発表や環境政策提言等を行った経験があれば尚可とします。）
- (2) 所属大学からの推薦を受けることができること
- (3) 別途定める学力基準を満たしていること（注3）

【芸術分野】

以下の項目を全て満たしていること。

- (1) 令和2年4月1日現在、本奨学金の対象大学の（注1）のうち学部2年生以上の者で、大学の正規課程において、芸術分野（注2）における作品の創作活動を行っていること（なお、芸術分野におけるコンクール等の受賞歴があれば尚可とします。）
- (2) 所属大学からの推薦を受けることができること
- (3) 別途定める学力基準を満たしていること（注3）

(注1) 本年度の対象大学(大学院を含み短期大学を除く)は下表の通りです。
 なお、対象大学については毎年度見直しを行い、変更されることがあります。

【環境分野対象大学】計36大学		
東京大学	東京工業大学	お茶の水女子大学
筑波大学	横浜国立大学	千葉大学
東京海洋大学	東京農工大学	埼玉大学
茨城大学	宇都宮大学	群馬大学
東京都立大学	横浜市立大学	慶應義塾大学
早稲田大学	明治大学	青山学院大学
立教大学	法政大学	学習院大学
中央大学	東京理科大学	芝浦工業大学
日本女子大学	北里大学	国士館大学
大妻女子大学	東京電機大学	東京都市大学
東邦大学	千葉工業大学	東京農業大学
日本大学	東洋大学	東海大学
【芸術分野対象大学】計12大学		
東京藝術大学	多摩美術大学	武蔵野美術大学
女子美術大学	横浜美術大学	筑波大学
日本大学	明星大学	東京造形大学
東京工芸大学	文化学園大学	文星芸術大学

(注2) 美術分野に限るものとし、音楽、演劇等は対象外とします。

(注3) 原則として、GPA (Grade Point Average) が2.5以上の者とします。
 なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない大学については、下記の算式により、これに相当する校内学力基準により判定するものとします。

評価	合格 (単位修得)				不合格
	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
G P	4	3	2	1	0

$$G P A = \frac{\text{履修登録した科目のGP} \times \text{その科目の単位数} \text{の総和}}{\text{履修登録した全科目の総単位数}}$$

3. 応募方法

下記の必要書類を提出期限までに当財団の事務局宛てにお送りください。なお、各所定様式は、当財団ホームページ (<https://ieaf.or.jp>) からダウンロードすることができます。

在籍大学の奨学金担当窓口を通じて募集いたします(学生からの直接応募は受け付けておりません。)

(1) 奨学金給付願書 (所定様式) : 1部

(2) 直近年度の成績証明書(GPAも記載されているもの) : 1部

※成績証明書にGPAの記載がない場合は、上記の成績証明書に加えて、大学からGPA証明書を取得して提出又は大学から発行された成績表等でGPAが計算できるものを提出してください。

※大学院生は学部卒業時の成績証明書(GPAも記載されているもの)を提出してください。

(3) 所属大学の推薦書 (所定様式) : 1部

※ 推薦理由欄は、推薦者(原則として応募者を直接指導する教授・教員等)が記載してください。これら以外の方が記入される場合には、役職のほかに必ず応募者本人との関係を詳細に記載してください。

※ 学長名等の欄は、ゴム印でも差し支えありません。

(4) 個人情報の取扱いに関する同意書 (所定様式) : 1部

(5) 応募理由書(奨学金応募の目的や用途を記載した書類) (所定様式) : 1部

(6) 活動実績を記載した書類

① 環境分野での応募をされる方

・環境分野について、下記のテーマを中心に論じた小論文

※ テーマ：現在及び将来において自身が学問・研究を通じて環境の保全・改善に対してどのように取り組むか

※ 2. 応募資格(1)の発表や提言がある場合、その内容にも触れてください。

※ 書式は自由としますが、Microsoft Word等の文書作成ソフトを利用して3,000字以内にまとめてください。

(文字サイズは11ポイント以上としてください。)

② 芸術分野での応募をされる方

・作品の写し及びその概要を記載した書類

※ 書式は自由としますが、作品名、制作年、素材、サイズ等の作品概要および作品解説、コンクール等の受賞歴がある場合にその詳細をカラー・A4サイズ片面4枚以内にまとめてください。作品の数は問いません。

※ 画像ファイルや動画ファイルで提出する場合にはCD-Rにて提出してください。

(CD-Rには所属大学、氏名、作品名を記載してください。)

4. 提出期限

令和2年10月9日（金） 当財団事務局必着

5. 選考方法等

(1) 書類審査：令和2年11月予定

(2) 審査結果通知（給付決定）：令和2年12月初旬ごろに本人及び在籍大学に通知予定

※ 応募書類に不明点等がある場合には、事務局より電話確認をする場合もありますので、ご協力をお願いします。

※ 選考にあたっては、別途、面接審査を実施することがあります。

6. 奨学金支給取消・返還

奨学生が次のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることがあります。

- (1) 大学を転学又は退学したとき。
- (2) 外国へ留学しようとするとき。（所属大学で単位が認められる交換留学又は奨学金受給目的達成のための留学を除く。）
- (3) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- (4) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。

- (9) 本財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき。
- (10) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

7. 活動報告

奨学生として採用された皆様には受給後の活動報告として、進級時や卒業時にあらためて成績証明書及び活動報告書を提出いただきます。

8. その他

- (1) 応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- (2) 応募に関する学生からの当財団への直接の応募や問い合わせについては、原則としてお受けしておりません。お問い合わせは、各大学の奨学金担当窓口へお願いします。

9. 問合せ・願書送付先

一般財団法人いであ環境・文化財団 事務局

【住所】 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢3丁目15番1号

【TEL】 03-4544-7757

【E-Mail】 scholarship@ieaf.or.jp

【HP】 <https://ieaf.or.jp>

【電話受付時間】 平日9時～17時（土日祝日休み）